

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失のおそれのある方
離職によって住居を喪失した方へ

～住居確保給付金のご案内～



とちまるくん

© 栃木県

令和5（2023）年4月1日

住居確保給付金とは

廃業又は本人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者（「喪失した者」含む。）を対象に、家賃相当分の給付金（上限あり）を支給するとともに、県内各町に設置する自立相談支援機関（以下「支援機関」という。）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

1 住居確保給付金の支給額

下記①を上限として、家賃の実費分（管理費及び共益費等を除く）を支給します。ただし、申請月における世帯全員の月額収入（年金等公的給付含む。就労収入については、社会保険料控除前又は事業の必要経費控除前の金額）の合計額が一定額以上の場合には、②の式により算出した額を支給（100円未満切上）します。

①世帯の人数に応じた支給額（家賃の実費分）の上限

世帯人数	1人	2人	3・4・5人	6人	7人以上
支給額（上限）	32,200円	39,000円	41,800円	45,000円	50,200円

②世帯全員の月額収入の合計額が一定額以上の場合の支給額

支給額＝基準額【ア】＋家賃の実費分－申請月の世帯収入合計額）

ア 基準額（7人以上の世帯の場合には、お問い合わせ下さい）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準額【月額】	78千円	115千円	141千円	175千円	209千円	242千円

4人世帯の支給額の例：世帯の収入合計額200千円、家賃の実費分50千円の場合】

□支給額：25,000円 ※申請月以降収入が減少し変更申請があれば支給額の変更可

□計算式：175千円【ア基準額】＋50千円【家賃の実費分】－200千円【申請月の世帯収入合計額】

2 住居確保給付金の支給期間

3か月（一定の条件を満たす場合、2回延長可【最長9か月】）

※申請月以降に支払うべき家賃を支給。※滞納した家賃への充当は不可。

3 住居確保給付金の支給方法

不動産仲介業者等の口座に直接支払います。（代理納付）

※不動産仲介業者等の口座への直接振込に同意しない場合は、住居確保給付金は支給されません。1

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時において、下表の①から⑧までの全ての項目に該当する者が支給対象者となります。（※該当する項目のチェック欄に「✓」を記入の上、ご確認下さい。）

	支給対象者の要件					チェック欄	
①	廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者					<input type="checkbox"/>	
②	次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者 （ア）申請日において、廃業の日から2年以内である者 ※ただし、期間中に疾病、負傷、育児などのやむを得ない事情により、30日以上求職活動のできない期間があった場合はその日数を加算した期間（合計最長4年まで）					（ア） <input type="checkbox"/>	
	（イ）申請日の属する月において、申請者本人の責によらない理由により、やむを得ない休業等を余儀なくされ、収入を得る機会が減少している者					（イ） <input type="checkbox"/>	
③	次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者 （ア）上記②（ア）に該当する場合、廃業の日において、世帯の主たる生計維持者である者					（ア） <input type="checkbox"/>	
	（イ）上記②（イ）に該当する場合、申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者である者					（イ） <input type="checkbox"/>	
④	申請日の属する月において、申請者の世帯全員の月額収入（年金等の公的給付含む）の合計額が、次表の収入基準額以下であること <input type="checkbox"/> 収入基準額（6人以上の世帯の場合は、必要に応じ、お問い合わせ下さい）					<input type="checkbox"/>	
	世帯人数	1人	2人	3人	4人		5人
	収入基準額	家賃実費分 +78千円	家賃実費分 +115千円	家賃実費分 +141千円	家賃実費分 +175千円		家賃実費分 +209千円
	収入基準額 の上限額	110,200円	154,000円	182,800円	216,800円	250,800円	
⑤	申請日において、申請者の世帯全員の預貯金額の合計額が、次表の金融資産額以下であること <input type="checkbox"/> 金融資産額					<input type="checkbox"/>	
	世帯人数	1人	2人	3人	4人以上		
	金融資産額	468千円	690千円	846千円	1,000千円		
⑥	誠実かつ熱心に求職活動又は業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うこと					<input type="checkbox"/>	
⑦	申請者の世帯全員が、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと					<input type="checkbox"/>	
⑧	申請者の世帯全員が、暴力団員でないこと					<input type="checkbox"/> 2	

住居確保給付金の申請から決定までのフロー

1 最寄りの自立相談支援機関に相談

- 支援機関の自立相談支援員等が、住居確保給付金以外の支援制度（求職者支援制度又は社会福祉協議会の総合支援資金制度）等をご紹介させていただきます。
- 住居確保給付金の受給を希望される場合には、2ページに記載されている住居確保給付金の要件を全て満たしているか否か確認をさせていただくとともに、支給申請書等の必要書類をお渡しさせていただきます。

2 支給申請書の提出

- 4ページの必要書類チェックリストを参照の上、必要書類を添えて、上記1で自立相談支援員から配布された生活困窮者住居確保給付金支給申請書等を支援機関にご提出下さい。
- 支給申請書の提出後、自立相談支援員が、追加提出書類（不動産仲介業者等に記載をお願いいただく書類等）の用紙等をお渡しさせていただきます。

3 追加提出書類の提出

- 不動産仲介業者等に「住居住宅に関する状況通知書」等に必要事項を記載してもらい、賃貸借契約書の写し等を添付して支援機関に提出

（支援機関による確認）

支給申請の相談に対応した自立相談支援員は、必要に応じて、ハローワークの担当者へ連絡し、申請者における国の雇用施策の利用状況等を確認させていただきます。

4 支給審査及び支給決定

- 審査の結果、支給金額等が決定すると、市から不動産仲介業者等に対して、直接その支給決定金額が口座振り込まれます。
- 住居喪失者の方の場合には、決定の流れが一部異なりますので、詳細は支援機関にご確認下さい。

5 支援機関（自立相談支援員）への自立に向けた活動状況等の定期報告

- 支給決定時に配布される自立に向けた活動状況報告書等を月1回、支援機関に提出下さい。

6 就職

- 就職が決定した際には、常用就職届を支援機関に提出下さい。

【就労中の方（世帯員含む）】

- 毎月、世帯全員分の就労収入の金額を確認できる書類を支援機関に提出下さい。

住居確保給付金の支給終了又は支給期間の延長申請

住居確保給付金申請必要書類チェックリスト

	申請に必要な書類	チェック欄
①	生活困窮者住居確保給付金支給申請書（支援機関の窓口で配布）	
②	住居確保給付金申請時確認書（支援機関の窓口で配布） ※誓約事項及び同意事項をよく読み、日付・署名して下さい。	
③	本人確認書類の写し ※いずれか1つ ・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本 等	
④	廃業関係書類の写し【次の（ア）又は（イ）のいずれかの書類】 （ア）廃業後2年以内※であることが確認できる書類の写し ※P.2②のただし書きに該当する場合は、最長4年 ・税務署提出用の廃業届 等 （イ）本人の責によらない理由で、就労の機会が減少したことを確認できる書類の写し ・経営する店舗の営業時間・日数の減少を確認できる書類、仕事の受注件数の減少が確認できる書類 等 P.2②のただし書きに該当する場合のみ （ウ）求職活動が困難であったことを確認できる書類の写し ・疾病、傷病を確認できる医師の証明書、介護保険手帳 等	
⑤	世帯全員分の収入関係書類の写し ・給与明細書、報酬明細書、雇用保険受給資格証明書、年金振込通知書 等 ※就労収入が毎月変動する雇用形態の方は、3か月分の給与明細書等を提出下さい。	
⑥	世帯全員分の金融資産関係書類の写し ・最新の記帳済み預金通帳（定期預金含む）、残高証明書 等	
⑦	求職申込み・雇用施策利用状況確認票（支援機関の窓口で配布） ※申請者欄のみ記入して下さい。	
⑧	住居の確保状況（予定含む）を確認できる書類【追加提出書類】 （ア）申請者が住居喪失のおそれのある者場合 ・入居住宅に関する状況通知書（支援機関の窓口で配布） ・賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し （イ）申請者が住居喪失者の場合 ・入居予定住宅に関する状況通知書（支援機関の窓口で配布） ・以下の書類は、 <u>住宅入居後7日以内</u> に提出 住居確保報告書（支援機関の窓口で配布）、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し、新住所における住民票の写し	

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方については、社会福祉協議会の「総合支援資金（生活福祉資金）」の貸付制度があります。ただし、貸付にあたっては審査がありますので、その結果によっては、生活福祉資金を活用できない場合があります。

※総合支援資金（生活福祉資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付制度です。

	貸付限度額	償還期間	貸付利子
住宅入居費	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内 ※貸付期間：原則3か月 最長12か月	据置期間経過 後10年以内	保証人あり 無利子
生活支援費	40万円以内		保証人なし 年1.5%
一時生活再建費	60万円以内		

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付制度があります。ただし、貸付にあたっては審査がありますので、その結果によっては、臨時特例つなぎ資金貸付制度を活用できない場合があります。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

□貸付利子：無利子

□保証人：不要

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

→ A-1~A-7^ P.6~P.8

住宅を喪失している方の場合

→ B-1~B-10^ P.9~P.12

A-1 住居確保給付金の支給申請

- (1) 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（以下「申請書」という。）に必要書類（必要書類チェックリスト参照）を添えて、相談を行った支援機関にご提出下さい。
- (2) 申請書を提出されると、支援機関から次の用紙が配布されます
 - ①「申請書」の写し →不動産仲介業者等提示用
 - ②「入居住宅に関する状況通知書」 →不動産仲介業者等提示用
 - ③「入居住宅に関する状況通知書【記載例】」 →不動産仲介業者等提示用

A-2 入居住宅の貸主（不動産仲介業者等含む）との調整

不動産仲介業者等に対し、「申請書」の写しを提示するとともに、支援機関から配布された上記1（2）の②「入居住宅に関する状況通知書」に必要事項の記載を依頼（記載例を参考に記入）し、その記入された内容を確認の上、その通知書を受け取って下さい。

A-3 ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

支援機関において、ハローワークに対し、申請者が雇用施策等による他の給付・貸付を受けていないことの確認を実施いたします。

つきましては、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の氏名欄のみ、記入し、支援機関にご提出願います。

A-4 住居確保給付金の確認書類【追加提出書類】の提出

上記2における不動産仲介業者等との調整後、次の確認書類を、相談を行った支援機関に速やかに提出下さい。

- ①「入居住宅に関する状況通知書」（不動産仲介業者等記入済み）
- ②「賃貸借契約書」の写し

A-5 住居確保給付金の審査及び支給決定

申請に必要な書類が全て提出された段階で、本給付金の審査が行われ、必要な事務手続きを経て、支援機関から次の書類が交付されます。

(1) 審査の結果、支給資格があると判断された場合

必要に応じて、ご提出頂く書類となりますので、大切に保管して下さい。

自立に向けた活動をする場合

① 「住居確保給付金支給決定通知書」

⇒大切に保管して下さい。なお、支援機関を通じて、不動産仲介業者等に本決定通知書の写しが送付されますので、予め御承知置き下さい。

② 「常用就職届」の用紙

⇒常用就職した際に、ご提出していただきます。

③ 「自立に向けた活動計画」の用紙

⇒経営相談先との相談・助言をもとに、作成していただきます。

④ 「自立に向けた活動状況報告書」の用紙 ⇒月1回、ご提出ください。

※支給決定後、1箇月間の活動内容について翌月20日までに毎月報告

就職活動をする場合

① 「住居確保給付金支給決定通知書」

⇒大切に保管して下さい。なお、支援機関を通じて、不動産仲介業者等に本決定通知書の写しが送付されますので、予め御承知置き下さい。

② 「常用就職届」の用紙

⇒常用就職した際に、ご提出していただきます。

③ 「求職活動状況報告書」の用紙 ⇒月1回、ご提出していただきます。

※支給決定後、1箇月間の求職活動内容について翌月20日までに毎月報告

④ 「常用就職活動状況報告書」の用紙⇒月1回、ご提出していただきます。

⑤ 「職業相談確認票」の用紙⇒月1回、ご提出していただきます。

下記のとおり求職活動の実施をお願いします。

- i 自立相談支援機関での面談：月1回以上
- ii ハローワーク相談：月2回以上
- iii 企業への応募：週1回以上
- iv その他の活動

(2) 審査の結果、支給資格がないと判断された場合

① 「住居確保給付金不支給通知書」を送付します。

⇒入居している住宅の不動産仲介業者等に対して、本不支給決定書を提示して、住居確保給付金を支給することができない旨を申し出て下さい。

A-6 総合支援資金（生活支援費）の借り入れ申込み

住居確保給付金受給中の生活費にお困りの場合には、市町村社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金（生活支援費）の借入申込みを行うことができます。（ただし、総合支援資金の貸し付けには、社会福祉協議会による審査がありますので、その他必要書類や詳細に関しては、社会福祉協議会にご確認下さい。）

- ①「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
- ②求職申込み・雇用施策利用状況確認票の写し

A-7 住居確保給付金の支給開始

原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

【代理納付について】

不動産仲介業者等の口座に直接振込致します。不動産仲介業者等が振込による支払いに対応していない場合は、申請時に窓口にてご相談ください。

B-1 住居確保給付金の支給申請

- (1) 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（以下「申請書」という。）に必要書類確認票を添えて、相談を行った支援機関にご提出下さい。
- (2) 申請書を提出されると、支援機関から次の用紙が配布されます。
 - ①「申請書」の写し ⇒不動産仲介業者等提示用
（※臨時特例つなぎ資金借入希望者は2部。その1部は、社協提示用）
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書」 ⇒不動産仲介業者等提示用
 - ③「入居予定住宅に関する状況通知書【記載例】」⇒不動産仲介業者等提示用
- (3) 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方
（臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを希望する場合）
「申請書」の写しを市町村社会福祉協議会に提示し、借入れ申込みを行う。
※臨時特例つなぎ資金には、社会福祉協議会による審査があるほか、別途提出が必要となる書類がありますので、詳細は、市町村社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

B-2 入居予定住宅の確保

- (1) 不動産仲介業者等に対して「申請書」の写しを提示し、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。また、賃貸住宅を探す際には、次の2点にご留意下さい。
 - ①新たに入居する住宅の家賃額（管理費・共益費を除く）は、住居確保給付金の支給額限度額（1ページの1の①を参照）の範囲内であること。
 - ②住宅を探す範囲は、原則、申請書を提出した自治体の地域内であること。
- (2) 敷金・礼金等の入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、予めその旨を当該業者等にお伝え下さい。
- (3) 入居可能な住宅を確保した場合、当該業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項を記載してもらい、その通知書を受け取って下さい。

B-3 国の雇用施策利用状況に関するハローワークへの確認

- (1) 支援機関において、ハローワークに対し、申請者が雇用施策等による他の給付・貸付を受けていないことの確認を実施いたします。
つきましては、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の氏名欄のみ、記入し、支援機関にご提出願います。

B-4 住居確保給付金の確認書類【追加提出書類】の提出

次の確認書類を、相談を行った支援機関に提出下さい。

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」 （不動産仲介業者等記入済み）

B-5 住居確保給付金の審査

申請に必要な書類が全て提出された段階で、本給付金の審査が行われます。

(1) 審査の結果、受給資格があると判断された場合

申請書を提出された支援機関から次の書類が配布されます。

- ①「住居確保給付金支給対象者証明書」
- ②「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。

※「住宅確保報告書」については、賃貸借契約の締結後、新たな賃貸住宅の入居後にご提出頂く書類となります。

(2) 審査の結果、受給資格がないと判断された場合

申請書を提出された支援機関から「住居確保給付金不支給通知書」が送付されます。その場合は、住宅を確保している不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

B-6 総合支援資金（住宅入居費・生活支援費）の借り入れ申込み

敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な場合や、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの場合には、市町村社会福祉協議会に対し、支援機関から配布される次の書類の写しを提示して、総合支援資金（住宅入居費・生活支援費）の借り入れ申込みを行うことができます。

※ただし、総合支援資金の貸し付けには、社会福祉協議会による審査がありますので、下記以外のその他の必要書類や詳細に関しては、社会福祉協議会にご確認下さい。

社会福祉協議会への提出必要書類	敷金等初期費用の捻出が困難な方（住宅入居費）	生活費にお困りの方（生活支援費）
入居予定住宅に関する状況通知書の写し	提出必要	提出不要
住居確保給付金支給対象者証明書の写し	提出必要	提出必要
求職申込み・雇用施策利用状況確認票の写し	提出必要	提出必要

B-7 賃貸借契約の締結

「入居予定住宅に関する状況通知書」の必要事項の記入を受けた不動産仲介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

【総合支援資金（住宅入居費）の借入申込をしている場合】

- (1) 総合支援資金の「借入申込書」の写しを不動産仲介業者等に提出してください。
- (2) 本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる総合支援資金（住宅入居費）の貸付金が不動産仲介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
- (3) 契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産仲介業者等の口座に直接振り込まれます。
- (4) 総合支援資金（住宅入居費）が不動産仲介業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産仲介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。

B-8 賃貸借契約を締結した住宅に入居した後の手続き

住宅入居後7日以内に、次の書類を申請書を提出された支援機関に提出してください。（※提出されない場合は、住居確保給付金の支給決定がなされません）

- ①「住宅確保報告書」（上記5の「住居確保給付金の審査」時に配布される書類）
- ②「賃貸借契約書の写し」
- ③「新住所における住民票の写し」

B-9 住居確保給付金支給の決定

上記8の書類を提出された後、必要な事務手続きを経て、支援機関から次の書類が交付されます。

必要に応じて、ご提出頂く書類となりますので、大切に保管して下さい。

自立に向けた活動をする場合

- ①「住居確保給付金支給決定通知書」
⇒大切に保管して下さい。なお、支援機関を通じて、不動産仲介業者等に本決定通知書の写しが送付されますので、予め御承知置き下さい。
- ②「常用就職届」の用紙
⇒常用就職した際に、ご提出していただきます。
- ③「自立に向けた活動計画」の用紙
⇒経営相談先との相談・助言をもとに、作成していただきます。
- ④「自立に向けた活動状況報告書」の用紙 ⇒月1回、ご提出ください。
※支給決定後、1箇月間の活動内容について翌月20日までに毎月報告

就職活動をする場合

①「住居確保給付金支給決定通知書」

⇒大切に保管して下さい。なお、支援機関を通じて、不動産仲介業者等に本決定通知書の写しが送付されますので、予め御承知置き下さい。

②「常用就職届」の用紙

⇒常用就職した際に、ご提出していただきます。

③「求職活動状況報告書」の用紙 ⇒月1回、ご提出していただきます。

※支給決定後、1箇月間の求職活動内容について翌月20日までに毎月報告

④「常用就職活動状況報告書」の用紙⇒月1回、ご提出していただきます。

⑤「職業相談確認票」の用紙⇒月1回、ご提出していただきます。

下記のとおり求職活動の実施をお願いします。

- i 自立相談支援機関での面談：月1回以上
- ii ハローワーク相談：月2回以上
- iii 企業への応募：週1回以上
- iv その他の活動

B-10 住居確保給付金の支給開始

入居に際して初期費用（初回賃料含む）の支払いを行った月の翌月以降に支払う家賃相当分から支給を開始します。

※不動産仲介業者等の口座に直接振込致します。（代理納付）

住居確保給付金受給中の義務

自立に向けた活動をする場合

- (1) 住居確保給付金の受給期間中は、自立相談支援機関及び経営相談先の助言、その他様々な方法により、自立に向けた活動計画により定めた目標の達成に向けた取り組み、活動を行ってください。
- (2) 少なくとも毎月1回以上、「自立に向けた活動計画」に基づく具体的な取り組みを行ってください。
- (3) また、原則週1回以上、支援機関の自立相談支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。
- (4) 住居確保給付金を受給する全ての方においては、毎月1回以上、経営相談先から面接等の支援を受ける必要があります。
「自立に向けた活動状況報告書」を経営相談先に提出して自立に向けた活動としての取り組みを報告してください。

受給月数	あなたの状態	必要とされる自立に向けた活動要件			
		(2)自立に向けた取り組み (月1回以上)	(3)支援機関での面接(週1回以上)	(4)その他の活動	(4)経営相談先への活動報告 (月1回以上)
1か月～ 6か月目	廃業	必須	必須	※支援プランに従う	必須
7か月～ 9か月目		※			

※ 2回目の延長（後述）を申請した場合、住居確保給付金を受給するための活動要件は自立に向けた活動ではなく求職活動（P.14参照）に切り替わります。

住居確保給付金受給中の義務

就職活動をする場合

- (1) 住居確保給付金の受給期間中は、ハローワークの利用、支援機関の自立相談支援員等の助言、その他様々な方法により、**常用就職（正規・非正規を問わず、期間の定めのない又は6か月以上の雇用契約による就職）**に向けた就職活動を行ってください。
- (2) 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）の確認印を受けます。
- (3) また、原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月1回の支援機関の自立相談支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、報告してください。
さらに、支援機関が策定したプランにおいて、上記に加え、職業訓練や就労準備支援事業等の支援メニューが記載された場合には、その支援を受けて下さい。
- (4) なお、離職・廃業等はしていないものの、本人の責によらない理由で、就労の機会が減少した者については、上記（2）及び（3）の活動は義務ではありませんが、アルバイト（副業）や転職などを含め、経済的自立に向けたご検討を行っていただきます。
- (5) 住居確保給付金を受給する全ての方においては、毎月1回以上、支援機関の自立相談支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を自立相談支援員等に提出してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件			
		(2)ハローワーク相談 (月2回以上)	(3)企業応募 (週1回以上)	(4)その他の活動	(5)自立相談支援 支援機関との相談 (月1回以上)
1か月～ 9か月目	廃業	必須	必須	※支援プランに従う	必須

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- (1) 住居確保給付金の支給決定後、常用就職（正規・非正規に関わらず、雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を支援機関へ提出してください。
- (2) 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、支援機関に毎月提出してください。

就労収入がある方は毎月、給与明細書等の提出が必要です

- (1) 就労収入がある方（世帯員全員対象）は、就労収入を把握できる給与明細書等の書類を支援機関に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- (1) 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

【延長・再延長の要件】

- ①受給中に誠実かつ熱心に自立に向けた活動又は求職活動を行っていたこと
 - ②世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- (2) 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、支援機関へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- (1) 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ①住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ②収入があることから上限額でなく、一部の額の支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、P1の1の②基準額以下に至った場合
- (2) 支給額を変更する場合には、支援機関に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、支援機関にお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- (1) P.13、P.14に記載された自立に向けた活動又は就職活動の要件を怠る方については、支給を中止します。

- (2) 支援機関が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- (3) 住居確保給付金を受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（P2の④の収入基準額）を超えた場合は、その収入が得られた月から支給を中止します。
- (4) 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、支援機関の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- (5) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- (6) 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- (7) 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- (1) 住居確保給付金の支給が終了した方でも、再支給要件に当てはまる場合、再申請することにより受給できる可能性があります。
 - ・新たに解雇された場合（解雇された日から2年※以内、本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）
 - ※P.2②のただし書きに該当する場合は、最長4年
 - ・本人の責によらない理由で給与その他の収入を得る機会が減少した場合

住居確保給付金を徴収する場合があります

- (1) 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

■下野市社会福祉課

TEL：0285-32-8901

FAX：0285-32-8601